

立科町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
年度 24	7,846	4,462,398	571,285	761,246	17.1	18.2

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度 24	76	313,886	33,490	112,115	459,491	6,046	5,608

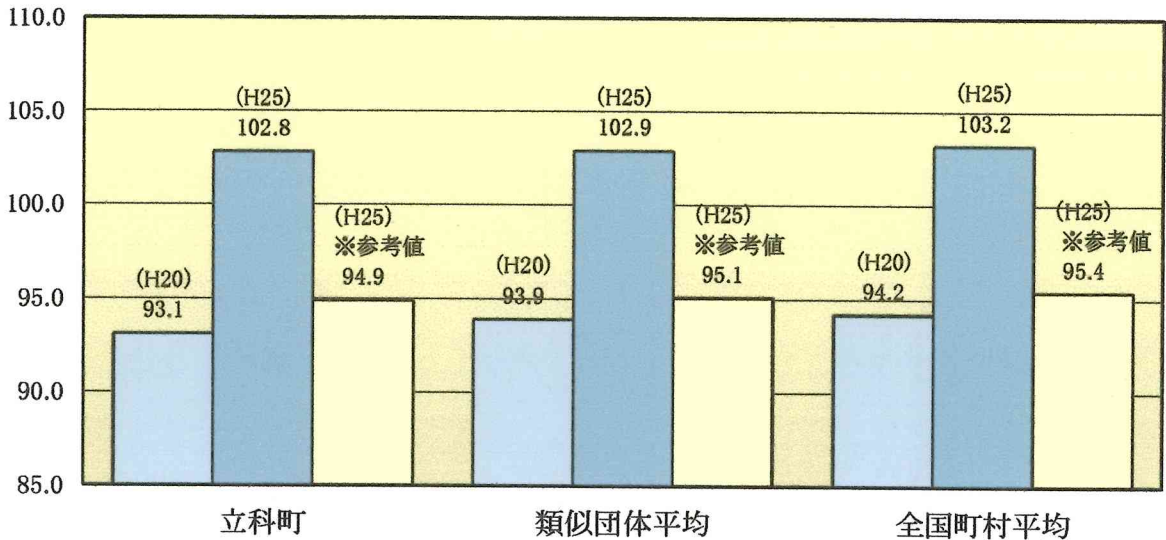
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成25年度の給料減額内容は下記のとおりです。(立科町独自)

①特別職の職員 (平成25年4月より) ・町長 … 給料 681,000 円を 529,900 円に減額 ・副町長 … 給料 608,000 円を 510,000 円に減額 ・教育長 … 給料 543,000 円を 480,000 円に減額	②一般職の職員 (平成25年7月より) ・給料一律3%カット
--	--

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の参考値である。

(5) 給与改定の状況

*人事委員会を設置していないため、この欄は記載していません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度 25	円	円	円	%	%	0.0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度 25	月	月	月	月	月	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況

(平成25年4月1日現在)

(単位: 円)

一般行政職給料表(一)	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号俸の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立科町	44.1 歳	316,197 円	343,974 円	338,603 円
長野県	45.3 歳	343,594 円	398,524 円	377,781 円
国(減額前)	43.1 歳	332,446 円	— 円	405,463 円
国(減額後)	43.1 歳	307,220 円	— 円	376,257 円
類似団体	42.6 歳	313,668 円	355,898 円	343,403 円

②技能労務職(給食調理員)

区分	公務員					民間(全国平均)		参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	平均給与月額(B)	
立科町	50.8 歳	2	360,800 円	365,647 円	363,867 円	43.5 歳	258,900 円	141.2%
長野県	56.2 歳	39	286,738 円	309,706 円	301,123 円	— 歳	— 円	—
国(減額前)	49.9 歳	3,272	286,850 円	— 円	325,400 円	— 歳	— 円	—
国(減額後)	49.9 歳	3,272	272,119 円	— 円	309,534 円	— 歳	— 円	—
類似団体	50.5 歳	35	300,045 円	325,361 円	311,894 円	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(立科町)(C)	民間(長野県)(D)	C/D
調理士	5,865.8 千円	3,471.8 千円	169.0%

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22年～24年の3ヶ年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立科町	40.4 歳	308,466 円	315,749 円	315,422 円
長野県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国(減額前)	46.0 歳	314,592 円	— 円	344,120 円
国(減額後)	46.0 歳	299,098 円	— 円	327,740 円
類似団体	39.3 歳	300,918 円	353,834 円	313,582 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における(減額前)とは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		立科町	長野県	国
一般行政職 行政職給料表(一)	大学卒	(1級25号俸) 172,200 円	(1級27号俸) 178,800 円	(1級25号俸) 172,200 円
	高校卒	(1級5号俸) 140,100 円	(1級7号俸) 144,500 円	(1級5号俸) 140,100 円
技能労務職 行政職給料表(二)	高校卒	(1級17号俸) 137,200 円	(1級17号俸) 139,600 円	— 円
	中学卒	(1級5号俸) 125,400 円	— 円	— 円
医療職 医療職給料表(三)	大学卒	(2級9号俸) 198,300 円	— 円	— 円
	短大3卒	(2級5号俸) 188,900 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

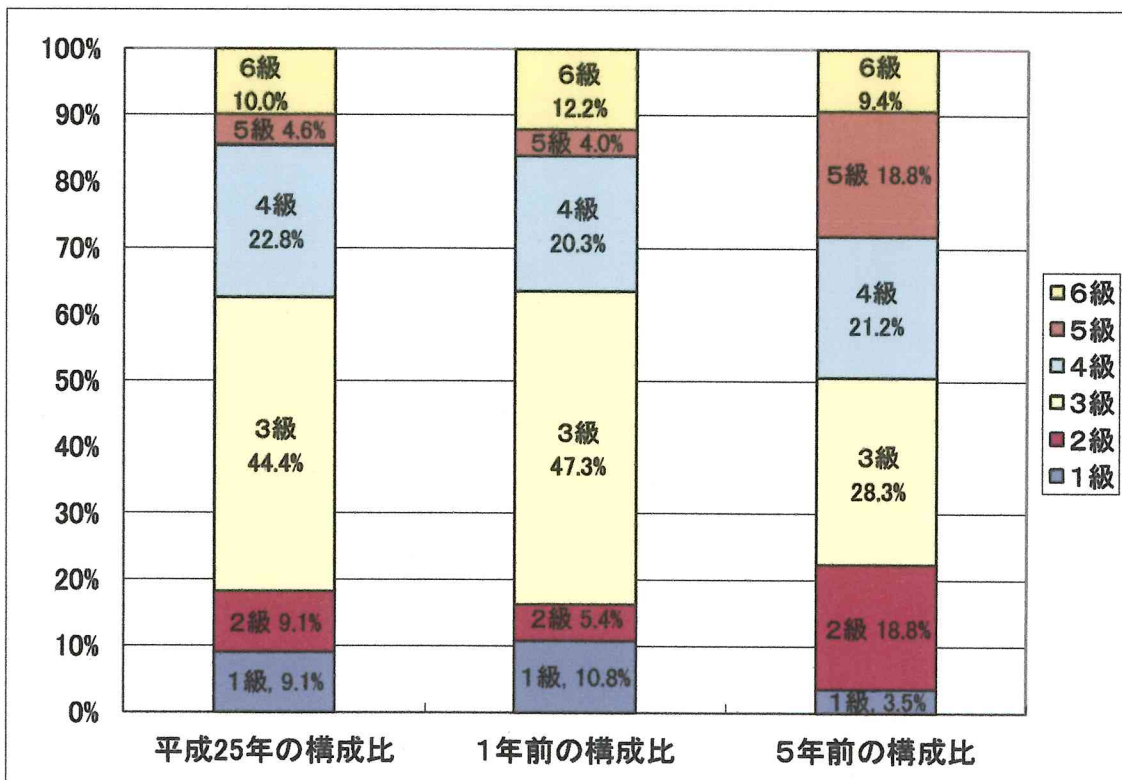
区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	該当なし	268,200 円	310,300 円
	高校卒	該当なし	該当なし	256,900 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	1 書記の職務 2 主事の職務	7	9.0
2 級	主査の職務	7	9.0
3 級	主任の職務	36	46.2
4 級	1 主幹の職務 2 係長の職務	15	19.2
5 級	課長補佐の職務	3	3.8
6 級	課長の職務	10	12.8
計		78	100.0

- (注) 1 立科町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

《勤務成績の評定の実施状況》
地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、平成20年度「立科町職員の人事評価に関する規程」により、全職員に対し勤務成績の評定を実施。職員に対する人事評価を実施することにより、能力及び実績に基づく人事管理を行い、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進する。
①役割達成度評価 (3～5段階) ②職務行動評価 (3段階) ③一般教養評価④全体評価 (5段階) による。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

立科町	長野県	国
1人当たり平均支給額(24 年度) 1,321 千円	1人当たり平均支給額(24 年度) 1,587 千円	—
(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

立 科 町			国		
(支給率)	自己都合	勲褒・定年	(支給率)	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	23.03 月分	28.79 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	32.83 月分	38.96 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			(その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 11,061 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24年度決算)	2,587,600 円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	78,412 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	40.7 %			
手当の種類 (手当数)	10 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
①滞納整理手当	公金滞納整理従事者	滞納整理	400円/日	
②感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症等防疫作業	500円/件	
③自動車乗用手当	特殊自動車運転手	運転業務	3,000円/月	
	マイクロバス運転手		走行距離により 1,500~4,500円/日	
④観光施設事業手当	観光課職員	観光施設・観光事業従事	2,000円/月	
⑤行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1,500円/件	
⑥用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地交渉	500円/日	
⑦索道主任技術者手当	索道主任技術者		10,000円/月	
⑧索道主任手当	索道主任	主任業務に従事した期間	5,000円/月	
⑨福祉業務手当	ハートフルなたてしな勤務職員	業務手当	介護支援専門員(兼事務職員)	5,000円/月
			主任訪問介護員	3,500円/月
			訪問介護員	2,000円/月
			主任介護士	3,500円/月
			介護士	2,000円/月
⑩訪問介護員養成研修講師手当	ハートフルなたてしな勤務職員	夜間勤務手当等	介護士の夜間勤務	6,000円/回
			訪問介護員の早期・夜間勤務	300円/時間
⑩訪問介護員養成研修講師手当	ハートフルなたてしな勤務職員	訪問介護員養成研修講座の講師として従事した職員	2,000円/1講座	

(4) 時間外勤務手当

24年度決算	支給実績	4,996 千円
	職員1人当たり平均支給年額	48 千円
23年度決算	支給実績	4,996 千円
	職員1人当たり平均支給年額	47 千円

(5) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同及び異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)																															
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族のある職員に支給 <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者のない扶養親族1人目</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族1人につき</td> <td>6,500 円</td> </tr> <tr> <td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき</td> <td>5,000円加算</td> </tr> </table> 	配偶者	13,000 円	配偶者のない扶養親族1人目	11,000 円	配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500 円	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円加算	同	8,953,500 円	208,221 円																							
配偶者	13,000 円																																		
配偶者のない扶養親族1人目	11,000 円																																		
配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500 円																																		
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき	5,000円加算																																		
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家…家賃に応じて支給 上限27,000円 持ち家…所有する自宅に居住し、新築・購入5年まで2,500円 (H21.12廃止) 	同	3,493,500 円	349,350 円																															
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等の利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃相当額 自動車使用者等…通勤距離に応じて支給 <table border="1"> <tr> <td>2 km未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2 km以上 3 km未満</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>3 km以上 4 km未満</td> <td>5,600 円</td> </tr> <tr> <td>4 km以上 5 km未満</td> <td>6,700 円</td> </tr> <tr> <td>5 km以上 6 km未満</td> <td>7,800 円</td> </tr> <tr> <td>6 km以上 7 km未満</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>7 km以上 8 km未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>8 km以上 9 km未満</td> <td>11,100 円</td> </tr> <tr> <td>9 km以上</td> <td>12,200 円</td> </tr> </table> 	2 km未満	不支給	2 km以上 3 km未満	4,500 円	3 km以上 4 km未満	5,600 円	4 km以上 5 km未満	6,700 円	5 km以上 6 km未満	7,800 円	6 km以上 7 km未満	8,900 円	7 km以上 8 km未満	10,000 円	8 km以上 9 km未満	11,100 円	9 km以上	12,200 円	同	6,945,410 円	90,200 円													
2 km未満	不支給																																		
2 km以上 3 km未満	4,500 円																																		
3 km以上 4 km未満	5,600 円																																		
4 km以上 5 km未満	6,700 円																																		
5 km以上 6 km未満	7,800 円																																		
6 km以上 7 km未満	8,900 円																																		
7 km以上 8 km未満	10,000 円																																		
8 km以上 9 km未満	11,100 円																																		
9 km以上	12,200 円																																		
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年7月1日から10%減額措置実施 <table border="1"> <tr> <td>一 6級の課長</td> <td>25,554 円</td> </tr> <tr> <td>一 5級の課長</td> <td>24,222 円</td> </tr> <tr> <td>一 6級の課長</td> <td>22,999 円</td> </tr> <tr> <td>一 5級の課長</td> <td>21,800 円</td> </tr> </table> 	一 6級の課長	25,554 円	一 5級の課長	24,222 円	一 6級の課長	22,999 円	一 5級の課長	21,800 円	(円)	2,759,832 円	306,648 円																							
一 6級の課長	25,554 円																																		
一 5級の課長	24,222 円																																		
一 6級の課長	22,999 円																																		
一 5級の課長	21,800 円																																		
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職員が休日等に勤務した場合に支給 <table border="1"> <tr> <td>課長</td> <td>1回8,000円以内</td> </tr> </table> 	課長	1回8,000円以内	<table border="1"> <tr> <td>一 種</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>二 種</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>三 種</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>四 種</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>五 種</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	一 種	12,000円	二 種	10,000円	三 種	8,000円	四 種	6,000円	五 種	4,000円	0 円	0 円																			
課長	1回8,000円以内																																		
一 種	12,000円																																		
二 種	10,000円																																		
三 種	8,000円																																		
四 種	6,000円																																		
五 種	4,000円																																		
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 一般の宿日直 <table border="1"> <tr> <td>宿直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>日直</td> <td>5,500円</td> </tr> </table> 	宿直	4,200円	日直	5,500円	宿日直 4,200円	4,194,600 円	69,910 円																											
宿直	4,200円																																		
日直	5,500円																																		
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 下記区分により11月～翌年3月まで月額で支給 (国の4級地に該当) <table border="1"> <tr> <td colspan="2">世帯の区分</td> <td>月額(円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世帯主</td> <td>扶養親族あり</td> <td>17,800</td> </tr> <tr> <td>扶養親族なし (準世帯主)</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の職員</td> <td>7,360</td> </tr> </table> 	世帯の区分		月額(円)	世帯主	扶養親族あり	17,800	扶養親族なし (準世帯主)	10,200	その他の職員		7,360	<ul style="list-style-type: none"> 下記区分により11月～翌年3月まで月額で支給 (円) <table border="1"> <tr> <td>級地</td> <td>世帯主</td> <td>準世帯主</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>26,380</td> <td>14,580</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>23,360</td> <td>13,060</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>22,540</td> <td>12,860</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>17,800</td> <td>10,200</td> <td>7,360</td> </tr> </table> 	級地	世帯主	準世帯主	その他	1	26,380	14,580	10,340	2	23,360	13,060	8,800	3	22,540	12,860	8,600	4	17,800	10,200	7,360	6,411,800 円	57,764 円
世帯の区分		月額(円)																																	
世帯主	扶養親族あり	17,800																																	
	扶養親族なし (準世帯主)	10,200																																	
その他の職員		7,360																																	
級地	世帯主	準世帯主	その他																																
1	26,380	14,580	10,340																																
2	23,360	13,060	8,800																																
3	22,540	12,860	8,600																																
4	17,800	10,200	7,360																																
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> 医療職給料表(三)の適用を受ける職員 <table border="1"> <tr> <td>支給期間及び月額</td> <td>採用の日から1年間</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記満了日翌日から1年間</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記満了日翌日から1年間</td> <td>400円</td> </tr> </table> 	支給期間及び月額	採用の日から1年間	1,000円		上記満了日翌日から1年間	700円		上記満了日翌日から1年間	400円	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難等である官職(医療職給料表(一)の適用を受ける医師、科学技術に関する専門的知識を必要とする者等)の区分に応じ410,900円～20,000円の月額を支給する。 	13,200 円	6,600 円																						
支給期間及び月額	採用の日から1年間	1,000円																																	
	上記満了日翌日から1年間	700円																																	
	上記満了日翌日から1年間	400円																																	

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給料	町 長	529,900	(681,000)円	(参考) 類似団体における最高/最低額 807,500 円 / 363,200 円	
	副 町 長	510,000	(608,000)円	670,100 円 / 365,000 円	
	教 育 長	480,000	(543,000)円	— / —	
報酬	議 長	289,000	(—)円	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	211,000	(—)円	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	196,000	(—)円	263,000 円 / 135,800 円	
期末手当	町 長	(24年度支給割合)			
		6月期	1.40 月分		
		12月期	1.55 月分		
	副 町 長	(24年度支給割合)			
		6月期	1.40 月分		
		12月期	1.55 月分		
退職手当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 (681,000円) × 在職月数 × 0.44		14,382,720 円	任期毎
		給料月額 (608,000円) × 在職月数 × 0.26		7,587,840 円	任期毎
	副 町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 (543,000円) × 在職月数 × 0.19		4,952,160 円	任期毎
		給料月額 (543,000円) × 在職月数 × 0.19		4,952,160 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

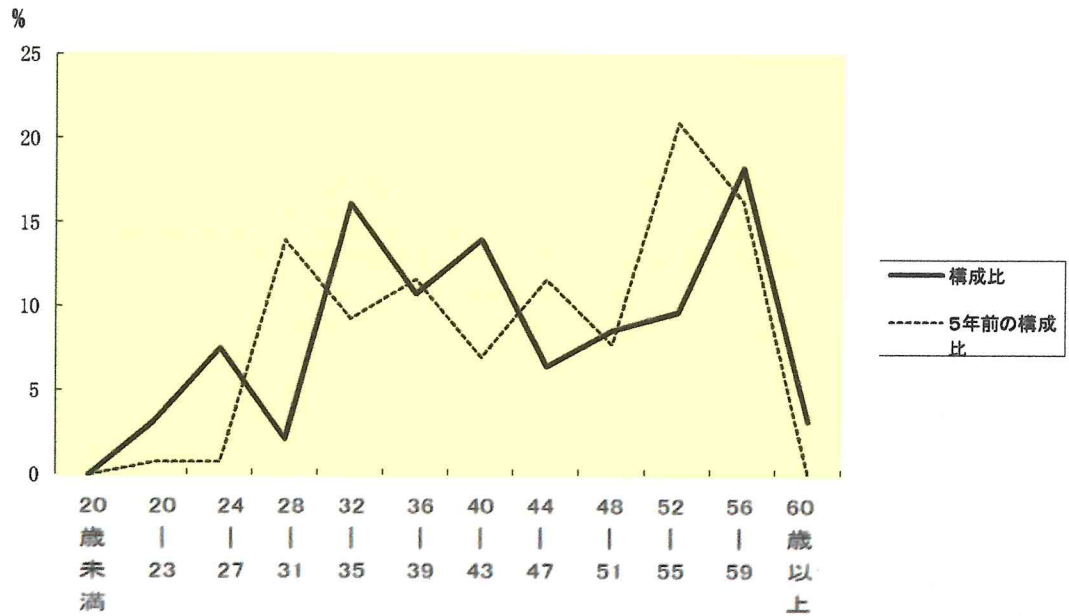
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成24年		
普通会計部門	議 会	1	1	0	
	総 務	26	23	3	産休者増、増員
	税 務	5	5	0	
	労 働	0	0	0	
	農 林 水 産	5	6	△ 1	臨時職員対応による減
	商 工	5	5	0	
	土 木	4	4	0	
	民 生	18	23	△ 5	臨時職員対応による減、業務内容変更による減
	衛 生	6	5	1	
	計	70	72	△ 2	《参考》 人口1,000人当たり職員数 9.17 人 (類似団体の " 12.242 人)
	教育部門	12	13	△ 1	臨時職員対応による減
	消防部門	0	0	0	
	小 計	82	85	△ 3	《参考》 人口1,000人当たり職員数 10.70 人 (類似団体の " 14.973 人)
公営企業等 会計部門	病 院	0	0	0	
	水 道	3	2	1	欠員補充
	索 道	5	5	0	
	下 水 道	2	2	0	
	そ の 他	1	20	△ 19	ハートフルケアたてしな業務移行に伴う減
	小 計	11	29	△ 18	
合 計		93	114	△ 21	《参考》 人口1,000人当たり職員数 11.8 人
		[156]	[156]		

(注) 1 特別行政部門には、教育長を含む。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 3	人 7	人 2	人 15	人 10	人 13	人 6	人 8	人 9	人 17	人 3	人 93

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	過去5年間の増減数(率)
普通会計	一般行政	81	79	76	73	72	△ 15 (△ 18.52 %)
	教育	14	14	14	13	13	△ 3 (△ 21.43 %)
	消防	0	0	0	0	0	0 (0.00 %)
	計	95	93	90	86	85	△ 18 (△ 18.95 %)
公営企業等会計	35	33	33	31	29	16	△ 19 (△ 54.29 %)
総合計	130	126	123	117	114	93	△ 37 (△ 28.46 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 教育部門には教育長を含む。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度 24	240,146	23,218	14,787	6.2	6.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度 24	2	6,466	1,112	2,414	9,992	4,996

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

①公営企業職員 (平成25年7月より)
・給料一律3%カット

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
企業職	45.8 歳	365,366 円	382,798 円
類似団体平均 (水道事業)	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

- (注) 1 基本給は、扶養手当の額を含みます。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職	立科町	類似団体平均 (水道事業)
1人当たり平均支給額(24 年度) 1,699 千円	1人当たり平均支給額(24 年度) 1,321 千円	1人当たり平均支給額(24 年度) 1,476 千円
(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況)

イ 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

企業職	立科町	類似団体平均 (水道事業)
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 (その他の加算措置) ・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 (その他の加算措置) ・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額 0 千円	1人当たり平均支給額 11,061 千円	1人当たり平均支給額 14,899 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24年度決算)			12,800	円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)			6,400	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)			100.0	%
手当の種類 (手当数)			10	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
①滞納整理手当	公金滞納整理従事者	滞納整理	400円/日	
②感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業従事者	感染症等防疫作業	500円/件	
③自動車乗用手当	特殊自動車運転手	運転業務	3,000円/月	
	マイクロバス運転手		走行距離により 1,500~4,500円/日	
④観光施設事業手当	観光課職員	観光施設・観光事業従事	2,000円/月	
⑤行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人取扱に従事する職員	行旅死亡人の取扱	1,500円/件	
⑥用地交渉手当	用地交渉に従事する職員	用地交渉	500円/日	
⑦索道主任技術者手当	索道主任技術者		10,000円/月	
⑧索道主任手当	索道主任	主任業務に従事した期間	5,000円/月	
⑨福祉業務手当	ハートフルなたてしな勤務職員	業務手当	介護支援専門員(兼事務職員)	6,000円/月
			主任訪問介護員	3,500円/月
		訪問介護員	2,000円/月	
		主任介護士	3,500円/月	
		介護士	2,000円/月	
		夜間勤務手当等	介護士の夜間勤務	6,000円/回
訪問介護員の早朝・夜間勤務	300円/時間			
⑩訪問介護員養成研修講師手当	ハートフルなたてしな勤務職員	訪問介護員養成研修講座の講師として従事した職員	2,000円/1講座	

エ 時間外勤務手当

24 年度決算	支給実績	87	千円
	職員1人当たり平均支給年額	43	千円
23 年度決算	支給実績	106	千円
	職員1人当たり平均支給年額	53	千円

オ その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	一般行政職との異同及び異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
		(平成24年度決算)	(平成24年度決算)
扶 養 手 当	同	822,000 円	411,000 円
住 居 手 当	同	0 円	0 円
通 勤 手 当	同	0 円	0 円
管 理 職 手 当	同	0 円	0 円
管理職員特別勤務手当	同	0 円	0 円
宿 日 直 手 当	同	0 円	0 円
寒 冷 地 手 当	同	178,000 円	89,000 円